

一般社団法人埼玉県作業療法士会  
学生会員規定

平成 29 年 9 月 1 日

**【学生会員】**

第 1 条

学生会員は第 5 条第 2 項に定めるその他の社員として、理事会の承認を得た社員である。

**【資格】**

第 2 条

学生会員として入会できるのは、埼玉県内の作業療法士養成校に在籍し、作業療法を専攻している学生とする。

**【資格期間】**

第 3 条

学生会員の資格期間は、入会から在学期間中とする。

**【入会】**

第 4 条

入会は、一般社団法人埼玉県作業療法士会定款第 3 条に定める本会の目的に賛同し、第 6 条第 1 項に基づき所定の入会届を会長に提出し、理事会の承認を得て、本会学生会員になることができる。

**【入会金および会費】**

第 5 条

学生会員の入会金および会費はいずれも無料とする。

**【退会】**

第 6 条

退会は定款第 8 条に従う。

**【学生会員の特典】**

第 7 条 学生会員は次の特典を受けることができる。

1 当会主催の研修会への参加

(1) 学生会員参加費が明記されている場合は学生会員参加費で参加できる。

- (2) 原則的に学生会員参加費が明記されない場合は正会員の参加費で参加できる。
- (3) 参加定員がある場合は正会員が優先になる。
- (4) 学生会員が参加できない研修会や事業がある。
- (5) 原則的に学生会員には研修会修了証を発行しない。
- (6) 参加の際には会員証および学生証を提示しなければならない

## 2 当会主催の学会への参加

- (1) 学生会員参加費が明記されている場合は学生会員参加費で参加できる。
- (2) 原則的に学生会員参加費が明記されない場合は正会員の参加費で参加できる。
- (3) 参加定員がある場合は正会員が優先になる
- (4) 学会発表は当該学会が定めるセッションで出来る
- (5) 参加の際には会員証を提示しなければならない

### 【規程の変更】

第8条この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

### 附則

1. この規程は、平成29年9月1日から施行する。